

3.15

枢密院會議筆記

一 財政法案帝國議會へ提出の件  
會計法を改正する法律案帝國議

會へ提出の件



顧問官

林頼顧問官 十五番

小幡顧問官 十六番

竹越顧問官 十七番

河原顧問官 十九番

遠藤顧問官 廿一番

幣原顧問官 廿三番

大平顧問官 廿四番

松平顧問官 廿五番

河本顧問官 廿六番

樞密院

欠席員

親王

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

西野顧問官 廿七番

林(毅)顧問官 廿九番

柳田顧問官 卅一番

小坂顧問官 卅二番

中川顧問官 卅五番

八田顧問官 卅六番

樞密院

崇仁親王 三番

大臣

木村(兼)司法大臣 五番

一松逵信大臣 六番

河合厚生大臣 七番

植原内務大臣 八番

石橋大藏大臣 九番

増田運輸大臣 十番

石井商工大臣 十一番

木村(兼)農林大臣 十三番

顧問官

伊沢顧問官 十八番

美濃部顧問官 二十番

関屋顧問官 廿二番

榊山顧問官 廿八番

藤沼顧問官 三十番

佐藤顧問官 卅三番

加藤顧問官 卅四番

委員

入江法制局長官

佐藤法制局次長

以上各件に付

報告員

潮 審査委員長

財政法案帝國議會へ提出の件外一件に付

書記官長

諸橋書記官長

事務官

鈴木事務官



ぜられ一昨日及び本日委員会を開き、当局大  
 臣及び関係諸官の弁明を聞いて、その審査を  
 遂げたのである。なお、これらの件に關しては、  
 こと緊急に屬し、審査報告書を發する暇がな  
 かつたから御諒承を請う。  
 当局大臣の説明によれば、さきに、日本國憲法  
 の公布をみ、近くこれが施行せられるに伴い、  
 會計法の改正を行ふ必要を生じたのである  
 が、その改正については、財政処理の根據とな  
 るべき原則と、予算及び決算の制度に關する

規定を以て、財政法とし、收入支出の手續及び  
 出納官吏に關する規定等を以て、改正會計法  
 とすることとし、この構想によつて本件の二  
 法律案を立案し、これを今期の帝國議會へ提  
 出しようとするものである。

本件の二法律案中、財政法は、五章四十七條及  
 び附則五條より成り、會計法は、八章五十條及  
 び附則六條より成るものであるが、その内容  
 について、現行の會計法、會計規則等の規定を  
 移し又は、これと趣旨を同じくするものを除

き、概略の説明を加えれば、凡そ左の通りである。

### 第一 財政法案

(一)改正憲法の精神に則り、租税以外の権力的課徴金及び独占的政府事業の専賣價格若しくは事業料金は、法律又は国会の議決に基かなければならないものとする。

(二)財政処理上の原則として、新たに、公債の発行については、日本銀行にこれを引き

受けさせ、借入金については、日本銀行からこれを借り入れてはならないものとする。但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た額の範囲内では、この限りでない。又、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余を生じた場合においては、当該剰余金のうち、二分の一を下らない金額は、他の法律によるものの外、これを剰余金を生じた年度の翌翌年度までに、公債又は借入金の前還財



源に充てなければならぬものとする。

(三) 従来予算外國庫の負担となるべき契約に關する件として扱つた制度を廢止し、これに代るべきものとして、國が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、國會の議決を要することとする外災害復旧その他緊急の必要がある場合に、おいては、國は毎會計年度國會の議決を経た金額の範囲内において、債務を負担する行為をなすことが出来るものとし、

それにより支出すべき年限は、原則として当該會計年度以降三箇年度以内とする。

(四) 改正憲法の精神に則り衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官及び會計検査院長は、毎會計年度その所掌に係る歳入、歳出等の見積に關する書類を作製し、これと内閣に送付すべく、大藏大臣は、この見積を檢討して必要な調整を行い、歳入、歳出等の概算を作製し、閣議の決定を経る



ことを要し、内閣は、この決定をしようとするときは、国会、裁判所及び会計検査院に係る歳出の概算については、予め衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長に対しその決定に關し意見を求めなければならぬものとする。而して内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合においては、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入

歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源について明記しなければならないものとする。

(五) 財政処理の統制強化に資するため歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質、歳出にあつては、その目的に従つて部に大別し、更に、各部中においてこれを款項に区分し、又、その収入又は支出に關係の

ある部局等の組織の別を明らかにしな  
ければならぬとする。

(六) 財政の全貌を明らかにするため、国会に  
提出する予算には、歳入予算明細書等従  
前必要とせられていたものの外前前年度  
歳入歳出決算の総計表及び純計表その  
他参考書類を添附しなければならぬ  
ものとする。

(七) 改正憲法により予算不成立の場合にお  
ける前年度予算の施行が不能となつた

ため、これに代えて、内閣は、必要に応じて、  
一 会計年度のうちの一定期間に係る暫  
定予算を作成し、これを国会に提出する  
ことができたものとする。なお、暫定予算  
は、当該年度の予算が成立したときは、失  
効するものとし、暫定予算に基づく支出又  
はこれに基づく債務の負担があるときは、  
これを当該年度の予算に基いてなした  
ものとする。

(八) 予算の執行上の統制を強化するため各

省各廳の長は、配賦された予算に基いて、大藏大臣の定める期間に従い、支出事務職員及び契約事務職員ごとに、從來認められた支出の所要額の外國の支出の原因となる契約その他の行為の所要額をも定め、支拂又は契約等の計画に関する書類を複製して、これを大藏大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。而して大藏大臣は、その承認に関する方針を國庫金、歳入及び金融の状況並びに当該

経費の支出状況等を勘案して複製し、閣議の決定を経なければならぬものとする。

(九) 改正憲法の財政報告に関する規定を敷衍し、内閣は、予算が成立したときは、直ちに予算、前前年度の歳入歳出決算並びに公債、借入金及び國有財産の現在高その他財政に関する一般の事項について、印刷物、講演その他適当な方法で國民に報告しなければならぬものとし、又、内閣

は、少くとも四半期ごとに、予算使用状況、國庫の状況その他財政の状況について、國會及び國民に報告しなければならぬといふものとする。

### 第二 會計法案

(一) 財政処理の統制強化に資するため各省各廳の長又はその委任を受けた官吏は、政令の定めるところにより、小切手又は國庫金振替書につき大藏大臣又はその指定する官吏の認証を受けなければならぬ。

らぬものとする。

(二) 予算の執行の適正を期するため、大藏大臣は、各省各廳に対して、収入の実績若しくは見込について報告を徴し、予算の執行状況について実地監査を行い、又は必要に應じ、閣議の決定を経て、予算の執行について必要な指示をなすことができらるものとし、又自ら若しくは各省各廳の長に委任して工事の請負契約者、物品の納入者、補助金の交付を受けた者又は

調査試験研究等の委託を受けた者に対して、その状況を監査し又は報告を徴することができるものとする。

(三)地方制度の改正に伴い、國は、政令の定めるところにより、その歳入、歳出及び契約等に関する事務を、都道府縣の吏員として取り扱わしめることができるものとする。

(四)國の會計經理に関する事項を調査審議し、その結果に基いて會計經理に関する

必要な改善措置を内閣に建議せしむため、臨時に内閣に會計制度調査会を設置するものとし、内閣は調査会の建議を受けたときはその建議に基いて必要な法律案を國會に提出するものとする。

按ずるに、本件の二法律案の中第一は、國の予算その他財政に関する基本的事項を規律するもの、第二は、右に伴つて現行の會計法を全部改正するものであつて、いずれも、日本國憲法の制定に伴い必要とされるものであり、妥

当な規程と認めらる。従つて、その案を今期の帝國議會へ提出するも別に支障の虞を認めない。よつて本案の二件は、この儘これを可決すべき旨、全会一致を以て議決した次第である。

右審査の結果を報告する。

議長

(清水)

別に御発言もないから、第二読会以下を省略して、直ちに採決する。本案賛成の各位の起立を請う。

(全員起立)

議長 (清水) 全会一致可決された。本日はこれにて閉会する。

聖上入御

(午後二時四十分閉会)

議長

清水澄

書記官長

諸橋 襄

事務官

鈴木 知男





